

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から53年3月まで

私は、昭和53年ごろ、A町役場で過去の未納分について、さかのぼって納付ができる旨の説明を受け、夫婦二人分のすべての未納期間の保険料として約19万円を用意し、翌日に同町役場で納付した。すべての未納分を納付しているはずなのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和55年7月3日に連番で払い出されており、53年4月以降の国民年金保険料は夫婦一緒に納付していることが確認できる。

また、申立人の夫の納付書・領収証書から、昭和46年10月から47年9月までの期間及び昭和53年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していたことが確認できることから、申立人についても、納付記録のある昭和53年4月から同年6月までの期間に加え、46年10月から47年9月までの期間も、夫の保険料と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立人はA町役場で夫の保険料と共に未納となっていた全期間の保険料として、夫婦二人分で約19万円を納付したと主張しているが、特例納付できるすべての期間の保険料は、夫婦二人分で60万円を超え、申立人の主張する金額と大きく相違しているため、申立期間全期間の保険料が納付されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和21年8月、同年9月及び22年9月から24年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を21年8月31日に、資格喪失日に係る記録を24年3月31日に訂正し、21年8月、同年9月及び22年9月から23年7月までの期間の標準報酬月額を600円、同年8月から24年2月までの期間の標準報酬月額を3,600円とすることが必要である。

申立人は、昭和24年6月及び同年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を24年6月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係るこれらの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、昭和24年8月31日から同年9月1日までの期間については、継続して勤務していたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月31日から同年10月1日まで
② 昭和22年9月20日から24年3月31日まで
③ 昭和24年6月30日から同年8月27日まで
④ 昭和24年8月31日から同年9月1日まで

昭和21年にA社に入社し、同社内の工場、事務所間を頻繁に異動したが、ずっと継続して勤務しており、給与もA社から受け取っていた。厚生年金保険の加入記録に空白期間があるのはおかしいので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する永年勤続の記念品の銀杯及び雇用保険の加入記録により、申立人は昭和 21 年 3 月 20 日から 43 年 1 月 21 日までの期間について、A 社（A 社の一部が分離独立して設立した C 社及び A 社に吸収合併された D 社を含む。）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①について、同社における最初の勤務先であった A 社 E 工場への通勤時間が 3 時間以上を要し、体力的に通勤を続けることが難しくなったので入社から半年も経たないうちに退職を申し出たところ、自宅から近くの同社 B 工場へ転勤となったとする申立人の記憶は具体的かつ明確であることから、申立人の同社 B 工場における資格取得日は、同社 E 工場における資格喪失日と同日の昭和 21 年 8 月 31 日と認めることができる。

申立期間②について、昭和 22 年 11 月 1 日の雇用保険制度創設時から、事業所名は不確定であるものの、現在の F 市 G 区、H 区、I 区、J 区、K 区、L 区のいずれかに所在する事業所において申立人に係る雇用保険の加入記録があり、当該記録に係る事業所は、申立人の記憶と照らし合わせると A 社 B 工場と考えられること、及び申立期間②における勤務内容等についての申立人の記憶は具体的かつ明確であることから、申立人の A 社 B 工場における資格喪失日は、A 社における資格取得日と同日の昭和 24 年 3 月 31 日と認めることができる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 21 年 10 月の社会保険事務所の記録から 600 円、申立期間②の標準報酬月額については、A 社 B 工場における申立人と同年代の同僚の昭和 22 年 9 月及び 23 年 8 月の社会保険事務所の記録から、22 年 9 月から 23 年 7 月までの期間の標準報酬月額を 600 円、同年 8 月から 24 年 2 月までの期間の標準報酬月額を 3,600 円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立期間③の後に続く現在の被保険者記録は A 社 B 工場における昭和 24 年 8 月 27 日から同年 8 月 31 日までの期間となっているが、申立人は、4 日間のみ勤務で次の事業所へ異動したことは無いとしており、また、転勤時に期間が空いたことは無く、現在の被保険者期間よりも前から A 社 B 工場に継続して勤務し、雇用保険の加入記録も継続していることから、申立人の同工場における資格取得日は、A 社における資格喪失日と同日の 24 年 6 月 30 日と認めることができる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場における昭和 24 年 8 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する永年勤続の記念品から申立人がA社B工場に継続して勤務していたことが認められることから、申立人の同工場における資格喪失日は、A社における資格取得日と同日の昭和24年9月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月1日から20年5月1日まで

昭和16年3月にA社（現在は、B社）に就職し、当時は会社の隣にあった社宅に住んでいた。昭和20年4月24日の空襲で工場、事務所及び社宅が全焼したことを鮮明に憶えており、少なくともその日までは会社に勤めていた。資格喪失日が昭和19年1月1日となっているのは何かの間違いである。

調査して記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言並びに申立期間当時同僚であった申立人の妻の申立人に係る勤務状況及び同社が空襲にあった状況の証言から、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している同社の労働者年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和17年1月1日に被保険者資格を取得し、19年1月1日に資格を喪失している旨の記載があり、また、厚生年金保険被保険者台帳には同名簿と同日で資格取得日の記載があり、資格喪失年月日欄には「19年1月1日」、原因欄には「昇格」の記載があることが確認できる。さらに、申立人は「同時期に製造課の検査業務（工場における業務）から庶務課の生産管理業務（事務的な業務）への異動があった。」とも述べている。このことから、申立人は、昭和17年1月1日に施行された労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）に基づき、当該事業所において労働者年金保険被保険者

資格を取得し、その後、19年1月1日の昇格により会社での身分が変更され、労働者年金保険被保険者に該当しなくなったため、当該被保険者資格を喪失したものと推認できる。加えて、A社では、申立人のほかにも同時期に身分の変更により労働者年金保険被保険者資格を喪失している者が複数確認できる。

一方、複数の同僚及び同時期にA社に勤務していた申立人の妻は、「申立人は、昭和20年4月24日の空襲でA社が空襲を受けた日には勤務していた。」と証言しているとともに、同社に勤務中に召集された同僚からは「昭和19年12月1日の入隊時に申立人はいたが、軍隊から帰ってきた20年12月25日には申立人はいなかった。」とする証言が得られた。

また、前述の労働者年金保険法において適用の対象とならなかった一般職員及び女子が、昭和19年6月1日に施行された厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）により当該厚生年金保険の適用対象となったことに伴い、申立人と同時期に会社での身分が変更となったことにより労働者年金保険の資格を喪失した複数の者及びそれまで労働者年金保険の被保険者とされていなかった多数の女子が同年10月1日付けで被保険者資格を取得していることが同社の労働者年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和19年10月1日から20年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年度に入社した同僚の同社における社会保険事務所の標準報酬月額の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所に対し資格の得喪等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年4月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和19年1月1日から同年10月1日までの期間について、前述により、申立人は労働者年金保険被保険者に該当しなかった期間であると推認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。このことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月6日に、資格喪失日に係る記録を48年6月1日に訂正し、45年6月から同年10月までの標準報酬月額を9万2,000円、48年3月から同年5月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、49年8月から50年1月までの標準報酬月額を15万円、同年2月から同年10月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、申立期間①、②及び③に係る各事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間⑤の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑤に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月6日から同年11月20日まで
② 昭和48年3月22日から同年6月1日まで
③ 昭和49年8月31日から50年11月1日まで
④ 昭和51年12月21日から52年5月6日まで
⑤ 昭和47年10月1日から48年3月22日まで

社名変更はあったが、私は同じ工場に継続して勤務していた。給与明細

書を一部持っているので記録を回復してほしい。また、社会保険庁の標準報酬月額と給与明細書から控除されている保険料に相当する標準報酬月額が相違している期間もある。訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、自身の技術力を見込まれて、A社の当時の事業主に、それまで勤務していた事業所から引き抜かれ、空白期間なく同社に入社したとしており、申立期間に同社での被保険者記録のある元工場長が記憶する申立人の入社の際と一致している。

また、前記元工場長は、申立人が正社員であったこと及び同社では試用期間を設けていなかった旨を証言しており、元工場長の厚生年金保険被保険者資格取得日と自身が入社したとする日は、一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和45年11月の社会保険庁のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社は昭和48年3月22日に適用事業所でなくなっており、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が45年11月20日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和48年3月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、前記工場長の証言から判断して、同社

は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も鏡面鋳加工の事業を継続し、工場には少なくとも 10 人以上勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人が一部所持している給与明細書により、申立人は、B社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 49 年 8 月から 50 年 1 月までは、申立人の B 社における 48 年 11 月の社会保険庁のオンライン記録から 15 万円、50 年 2 月から同年 10 月までは、給与明細書の保険料控除額から 19 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、同社は昭和 49 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後は申立期間③を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人と共に、A 社から B 社に継続して勤務した前記工場長の証言から判断して、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も鏡面鋳加工の事業を継続し、工場には少なくとも 5 人以上勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間③において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑤については、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間⑤において、その主張する標準報酬月額（11 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間⑤に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺

事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 5 一方、申立期間④については、申立人の雇用保険の離職日が、C社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日の前日の昭和 51 年 12 月 20 日であることが確認できる。

また、公共職業安定所には申立人の雇用保険受給資格者番号を振り出している記録が残っており、申立人が、離職後雇用保険の基本手当を受給するため、公共職業安定所に出頭していたものと考えられる。

さらに、同社の被保険者原票に「証返納 52. 1. 25」と記載があり資格喪失日の約 1 か月後に健康保険被保険者証を返納していることも確認できる。

このほか、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年5月1日まで

会社の組織変更により、社名がA社からB社に変更となった。勤務地は変更になったが、継続して勤務していたので空白期間は無いはずである。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、A社において平成8年4月1日に被保険者資格を喪失後、同年5月1日にB社において被保険者資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社及びB社に空白期間無しに継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人が上記の2事業所に継続して勤務している期間は、通常の給与計算事務が行われていたにもかかわらず、社会保険事務の手續を誤ったために、結果として1か月の空白期間ができてしまったことを認めていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年7月の社会保険庁のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前

述のとおり、A社の事業主が社会保険事務の手續を誤ったと認めていることから、事業主が申立期間に係る資格喪失日を平成8年4月1日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月26日から同年12月8日まで

私は、昭和38年12月にB社に入社してから平成11年1月に退職するまでの間、継続して勤務してきた。その間、事業所名は変わったが、途中で退職した覚えは全くなく、勤務地も同じ場所であった。申立期間だけ記録が無いのは納得できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社で一緒に働いていた複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において同事業所に申立期間前から継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年12月8日であり、申立人は同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、それより前の期間については、A社において、昭和38年12月26日に資格を取得し、39年9月26日に資格を喪失していることが確認できる。

しかし、申立人はA社に勤務したことはないとしていることから、事業主は、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、同事業所に勤務していた申立人について、A社で厚生年金保険の資格取得の手続を行ったと考えられる。

さらに、申立人は、B社がオープンする9か月前から継続して同事業所で

勤務していたとしており、給与の支払いについては、A社で厚生年金保険の被保険者となった昭和38年12月からB社で被保険者となった39年12月まで何ら変更は無く、継続して従前と同様に支払われており、勤務形態等も特に変更はなかったと明確に記憶していることから、申立期間の3か月においても申立期間前と同じように厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時のことが分かる者がおらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和34年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②において、継続して勤務していたと認められることから、A社C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年8月13日に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社における資格取得日に係る記録を昭和59年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月15日から同年10月1日まで
② 昭和39年8月13日から同年8月25日まで
③ 昭和59年6月30日から同年8月1日まで

申立期間①及び②については、私は、昭和31年10月から59年6月までの間、A社に継続して勤めていた。転勤はあったが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査をお願いしたい。

申立期間③については、私は、昭和59年6月にA社の子会社であるD社の代表取締役役に就任した。その時から厚生年金保険に加入していたはずなので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社B営業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同社B営業所における昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

申立期間③については、A社本社及びD社の担当者の証言並びに登記簿謄本の記載により、申立人が当該期間、A社の子会社であるD社の代表取締役であったことが確認できる。

また、D社の担当者は、「通常は入社日と厚生年金加入日は同日にしていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和59年8月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで
昭和53年ごろ、私の妻がA町役場で過去の未納分について、さかのぼって納付ができる旨の説明を受け、夫婦二人分のすべての未納期間の保険料として約19万円を用意し、翌日に同町役場で納付した。すべての未納分を納付しているはずなのに、申立期間直前の1年分しか納付記録がないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろ、申立人の妻が夫婦二人分のすべての未納期間を特例納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和55年7月3日に連番で払い出されていることから、このころ夫婦一緒に国民年金に加入したものと推認される。また、A町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の「保険料等に関する記録」欄の昭和46年10月から翌年3月までの期間には「55.6.30附4条」と、47年4月から同年9月までの期間には「55.6.30附4条」とそれぞれ記載されおり、この内容は、申立人の納付書・領収証書と一致しており、55年6月30日に申立期間直前の46年10月から47年9月までの期間を特例納付していることが確認できるが、47年10月以降については、同名簿には特例納付した記載は無く、申立人の妻も申立期間は未納となっていることから、特例納付することができる未納期間のうち、46年10月から47年9月までの12か月間についてのみ保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料として約19万円を納付したと主張しているが、特例納付することができるすべての期間の保険料は、

夫婦二人分で 60 万円を超えるため、申立人の主張する金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの期間、62年10月から平成元年3月までの期間、4年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年12月まで
② 昭和62年10月から平成元年3月まで
③ 平成4年6月及び同年7月

申立期間①について、私は、結婚するまでの間はA市（現在は、B市）で、結婚後はC市で、それぞれ保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②の申請免除期間について、私は、保険料を追納しているはずである。

さらに、申立期間③についても、保険料を納付しているはずであるので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚するまでの間はA市で、結婚後はC市で、それぞれ保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付については、結婚前までの期間は母親に、結婚後の期間は義父又は夫に任せていたとしており、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年5月26日にA市で払い出されていることが確認できるが、当該払出簿の申立人の欄には、「不在消除」と記載されており、このことについて、社会保険事務所では、「保険料納付の督促を行ったものの納付されず、催告状などを送付しても返送されたこと示すものである。」としており、当時、行政側では、申立人の所在を確認できなかったものと考えられ、保険料の納付も行われていなかったものとみられる。

さらに、申立人に対し、2回目の国民年金手帳記号番号が、昭和40年7月31日にC市で払い出されているが、この時点では、申立期間①のうち、36年4月から38年3月までは、時効につき保険料を納付することができない。

申立期間②について、申立人は、保険料納付の免除手続を行ったことは記憶しているが、当該免除期間の保険料を追納したことについては、納付時期や納付方法、納付したとする金額など、当該期間の追納保険料の納付をうかがわせる具体的な説明が得られない。

また、申立人の夫についても、申立期間②は、申請免除又は法定免除の記録となっている。

申立期間③について、申立人は、平成4年*月に60歳になったことをもって被保険者資格を喪失しており、その後の期間について国民年金保険料を納付するには、高齢任意加入手続を行う必要があるところ、C市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、同年8月21日に任意加入被保険者資格を取得した旨が記載されており、申立期間③は、未加入期間であることから、行政側が当該期間の納付書を発行するとは考え難い。

また、申立人は、高齢任意加入手続を行った時期の記憶も定かではない上、申立期間③の保険料の納付をうかがわせる具体的な説明が無く、保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金制度が始まって 1 年半ほど経過した後に、夫と共に国民年金に加入し、保険料を納付しているはずである。どのように納付したか記憶していないが、少なくとも、昭和 38 年 7 月ごろからは納付しているはずである。私の納付記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から 1 年半ほど経過したころに、夫と共に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付しているはずであると述べているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、38 年 11 月 13 日に連番で払い出されており、その時点において、申立期間の一部の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付に関与していないため、加入手続や保険料納付の具体的な状況が明らかでない上、申立期間の保険料を納付してくれていたはずであるとする申立人の夫についても、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料の納付は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し検認した上、毎年度、国民年金印紙検認台紙を社会保険事務所に送付する方式であったところ、申立人の所持する昭和 38 年 11 月 15 日に発行された国民年金手帳をみると、昭和 36 年度から 38 年度までの検認記録欄は空白のまま国民年金印紙検認台紙が切り離されており、申立期間の国民年金保険料を納付した形跡が見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの期間及び52年7月から53年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで
② 昭和52年7月から53年8月まで

勤めていた会社を退職した時、20歳になっていたのですぐに国民年金に加入した。納付書が送られてきたので、銀行や郵便局で振り込んで納付していたのに、記録が無いのはおかしい。

調査して納付を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年2月15日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①及び②に係る保険料は時効により納付することはできない上、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②について、市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、国民年金の資格記録については、昭和58年12月26日を資格取得日とする加入手続が59年1月11日に行われ、その後、59年2月23日に、当該資格取得日が51年4月25日に訂正されていることが確認できるほか、52年7月1日の資格喪失、同年7月31日の再取得、53年9月1日の資格喪失及び58年12月26日の再取得に係る手続も同日に行われたことが記録されている。

さらに、同名簿の納付記録欄には、最初に加入手続が行われた時の資格取得月である58年12月分から納付が開始されていることも確認できる。このことから、申立期間①及び②は、遡^{さかのぼ}って加入手続が行われた期間であり、

当時、申立期間は国民年金の未加入期間であったことが確認できる。

加えて、申立期間②のうち、申立人の婚姻期間中である昭和 52 年 11 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料について、申立人は、当時は元夫の給料から保険料が天引きされていたのではないかと主張しているが、元夫は、「国民年金保険料を納付したことは無く、天引きされていたことも無かった。」と述べている上、元夫は共済組合に加入していることから、申立人は、結婚した際には国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者となるが、当該手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が曖昧であり、納付状況は不明確である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 11 月 27 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 5 月 1 日に A 社に入社し、46 年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたが、43 年 9 月 1 日と 44 年 9 月 1 日の二度の資格取得になっている。給料から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、元事業主の関係者及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管されている事業所記号番号払出簿及び被保険者原票によると、A 社は、昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所に保管されている事業所記号番号払出簿及び被保険者原票によると、A 社は昭和 43 年 11 月 27 日に全喪し、かつ、申立人が 44 年 9 月 1 日に資格取得した関連事業所である B 社は C 市において同日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、前記 B 社とは別の関連事業所であり、D 市に所在していた B 社（昭和 44 年 1 月 26 日全喪）の被保険者名簿においても、申立人の氏名は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年9月1日まで

私は、平成元年4月に、A社に契約社員(短時間制社員)として入社した。同社では、1日4時間程度の勤務であったが、厚生年金保険には加入してははずである。同社に勤務していた2年5か月間の厚生年金保険の記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、B社)から提出された退職者名簿により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成元年10月1日であり、申立期間のうち、同年4月1日から同年9月30日までの期間については、適用事業所としての記録は確認できない。このことについて、当時の同社における社会保険事務手続を承知するC社からの出向社員及び同僚は、「平成元年9月までは厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、厚生年金保険料の控除も無かった。」としている。

また、前記出向社員は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の契約社員は、1日4時間勤務の者のみだったが、適用事業所となった時に、1日4時間と6時間勤務の者とに分かれ、従前から4時間勤務の者には社会保険は適用しなかった。」としており、このことは「6時間勤務を選択した平成元年10月に厚生年金保険に加入した。」とする前記同僚の証言と一致している。

さらに、申立人は「1日4時間程度の勤務」としており、同社における健康保険厚生年金保険被保険者全員が組合員となるC健康保険組合からは、申立期間について、申立人の加入記録は無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、同社では賃金台帳等の関連資料は現存していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 15 日から平成 13 年 7 月 24 日まで
② 平成 13 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私の厚生年金保険の記録は、給料明細書の総支給額から見た厚生年金保険の標準報酬月額より低くなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が所持する給与明細書により、申立人は申立期間において、社会保険事務所が管理している標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 4 月 3 日まで
私は、A社に継続して勤務していたので、途中で厚生年金保険の被保険者期間が欠落している申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社（後に、B社に社名変更）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 41 年 4 月 5 日まで継続して勤務していたことから、申立期間について、被保険者資格の喪失、取得届は行われていないはずである旨主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該事業所の代表取締役を務める申立人の父と共に、A社がC市において厚生年金保険を新規適用した昭和 33 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、35 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、その後、A社が 35 年 7 月 1 日にB社に社名変更後、D県に所在するB社において、38 年 4 月 3 日に、再度、申立人の父と共に被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 41 年 4 月 5 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立てに係る事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格のある者は、死亡又は所在地不明で、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
申立期間について、A社で勤務していた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は商業登記されておらず、同事業所が所在していたとする所には、B社が法人登記されているが、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 34 年 8 月 1 日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立てに係る事業所に勤務していた期間についての記憶は明確ではなく、社会保険事務所が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においても、昭和 34 年 8 月 1 日から 41 年 12 月 1 日までに資格を取得した被保険者の中に申立人及び同じように働いていたとする申立人の弟の氏名を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、同社において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の弟や申立人が記憶している同僚については、その所在を確認することができず、申立人の申立てに係る事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせるような証言を得ることができない。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 23 年 10 月ごろまで
昭和 15 年から 23 年ごろまで A 社 B 工場の労務課に勤務していた。

在籍期間中に出征したが、昭和 20 年 9 月に復員後、まもなく会社に戻り 23 年ごろに退職するまで出征前と変わらず勤務していたはずである。

20 年 9 月以降の記録が無いのは納得できないので、調査して厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 20 年 9 月に復員した後も継続して A 社 B 工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、同 B 工場に勤務していたとする申立人を含む一部の従業員については、社会保険事務所が保管する A 社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人を含む大半の従業員は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、20 年 8 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、同本社は昭和 20 年 9 月 30 日において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、再度、厚生年金保険の適用事業所に該当するのは 30 年 4 月 1 日であり、同本社は申立期間の大部分において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

一方、同 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同本社と同様に大多数の従業員が昭和 20 年 9 月 1 日に資格を喪失しているとともに、同日付けで新たに 50 名、21 年 2 月 1 日付けで 248 名が資格を取得し、

さらにその後順次資格を取得していることが確認できるが、同名簿の申立期間において申立人の名前を確認することができない。

また、同本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 8 月 31 日に資格を喪失した記録があり、戦後、同 B 工場において勤務したとする複数の同僚は、「戦後は軍需生産の停止命令により、いったん解散のような形となり、大勢の従業員が退職した。」と述べており、当該同僚の中には、申立人と同様に、20 年 8 月 31 日以前の記録は確認できるが、その後の期間において同 B 工場に係る厚生年金保険の被保険者記録の確認ができない者もある。

さらに、同 B 工場の後継会社である C 社 B 工場において、申立期間に係る資料等はないため、当時の申立人に係る勤務状況は確認できず、上記の複数の同僚からは、「戦後まもない B 工場は、残務処理をする人や残った材料を使って鍋や釜を作る人がいた。」という証言はあるものの、申立人の申立期間における勤務状況について確認できる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 31 日まで

A社を退職後、昭和 39 年 11 月 25 日に脱退手当金を受給したと記録されているが、当時まとまったお金を受け取った記憶は無く、脱退手当金制度のことも最近まで知らなかった。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 10 月 28 日に旧姓から新姓に氏名変更を行った記載がある上、脱退手当金が同年 11 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に際して氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人に係る同被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」が押印されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 5 日まで
厚生年金保険の記録を確認した際、A社の厚生年金保険の記録について、昭和 35 年に脱退手当金として支払われていることになっているが、受け取った覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 35 年 2 月 5 日の前後 3 年間に資格を喪失した女性の被保険者 16 人の社会保険庁の記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、8 人については、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されている申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しており、社会保険事務所で保管されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、当該被保険者証の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立人の番号であることが確認できるとともに、同払出簿の備考欄には「S48. 3. 6 再交付」の記載があることも確認できる。

さらに、申立人が所持している当該厚生年金保険被保険者証には「35. 3. 29 ¥8, 758 脱手支給済」の記載があり、この内容は、申立人に係る社会保険庁の脱退手当金の支給記録と同じである上、当該支給額に計算上の誤りは無く、支給決定に係る一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。